

29 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく許可制度

●担当課
都市計画課
盛土規制担当
（電話048－830－5336）

目的
危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守ることを目的としている。

制度概要

1 盛土規制法に基づく規制区域

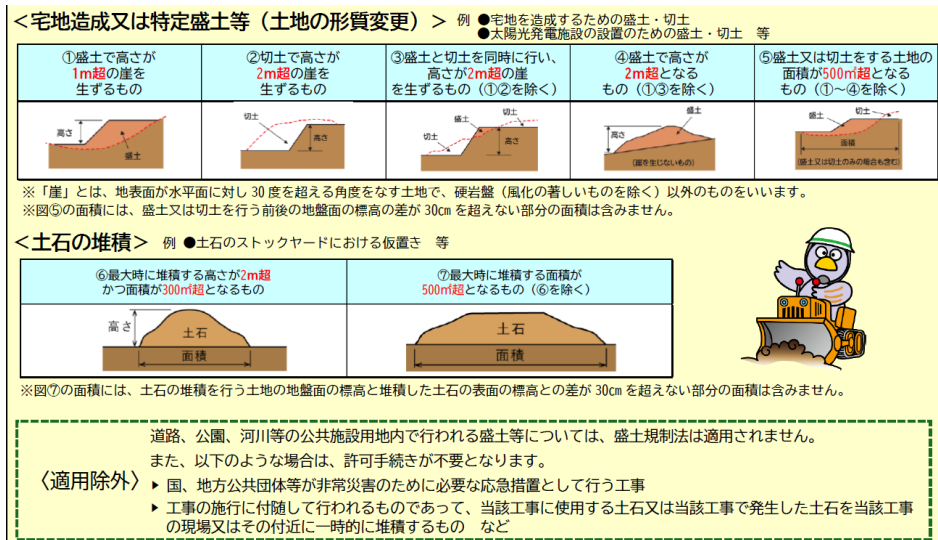
盛土規制法では、都道府県知事等が、盛土等により生命・身体に被害を及ぼしうる以下の2つの規制区域を指定することにより規制を行う。

また、規制開始日以降に、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ盛土規制法の許可等が必要となる。

埼玉県の規制区域



2 許可対象となる盛土等の規模



●事業主体

「宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）」
又は「土石の堆積」を行おうとする者

●根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法

●創設年度

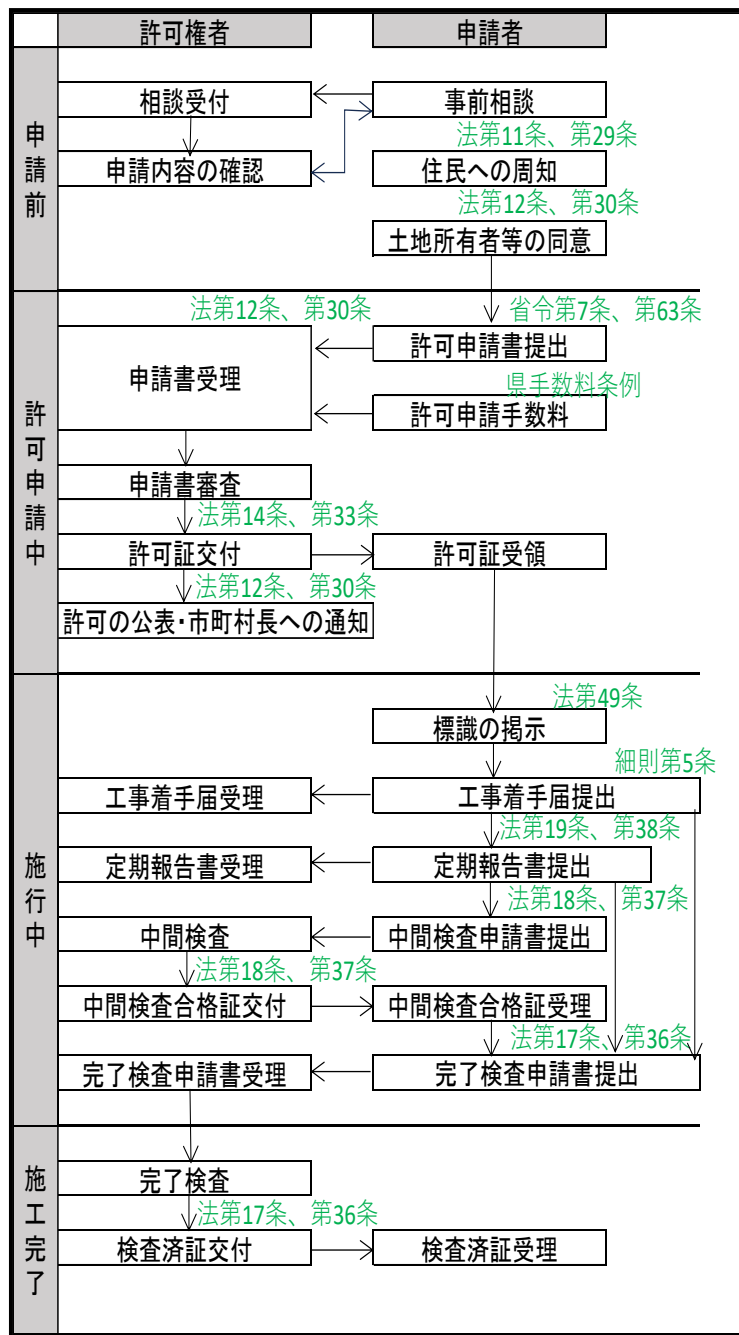
令和5年度（埼玉県では令和7年7月1日から規制開始）
（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市は令和7年5月26日から規制開始）

●制度上の留意点

指令都市（さいたま市）、中核市（川越市、川口市、越谷市）においては、各市長が許可権者となる。

3 申請等にかかる手続き

(1) 宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）



(2) 土石の堆積

